

石川県公報

令和4年2月18日

第13483号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告		目 次	
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課)	1	○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告	(同)	5
○入札公告	(少子化対策監室)	1	選挙管理委員会		
○建設業の営業の停止命令の公告	(監理課)	4	○石川県知事選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日		6

告 示

石川県告示第59号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和4年2月18日

石川県知事 谷本正憲

金沢加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

金沢市赤土町ワ4番地1 大杉 定男

金沢市専光寺町ワ13番地2 高木 勝治

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち金沢市並びに白山市徳光町及び八田町の区域

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成18年石川県告示第488号）の表の金沢加入区の項区分の欄①及び②に掲げる漁業以外の漁業であって、金沢港（西地区）を係留港とし、総トン数3トン以上の漁船により営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。）第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和4年1月21日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年2月18日

石川県知事 谷本正憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県先天性代謝異常等スクリーニング検査業務

(2) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 業務内容

石川県先天性代謝異常等スクリーニング検査業務実施仕様書に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) この公告の日前5年間において、国、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市との間で先天性代謝異常等検査業務を元請業者として受託し、かつ、年間1万件を超える実績がある者。
- (5) この調達に係る検査業務部門責任者又は検査担当者のうち1名以上が日本マス・スクリーニング学会認定技術者であること。
- (6) NPO法人タンデムマス・スクリーニング普及協会による精度管理において、令和2年度の成績が良好であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和4年3月2日(水)午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部少子化対策監室

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和4年3月9日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎8階
石川県健康福祉部少子化対策監室母子保健グループ
電話番号 076-225-1424 FAX番号 076-225-1423

(2) 交付期間

令和4年3月2日(水)午後5時まで(県の休日を除く。)

5 入札の日時及び場所

令和4年3月18日(金)午前11時
石川県庁行政庁舎1階 102会議室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1件当たりの単価の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務委託
- (2) 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (3) 履行場所
金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園附属泉こども園内
- (4) 業務内容
石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務仕様書に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 県内に事業所を設置(設置予定を含む。)していること。
- (4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和4年3月3日(木)午前9時から同月11日(金)午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出場所

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和4年3月18日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

電話番号 076-242-5185 FAX番号 076-242-5186

(2) 交付期間

令和4年3月3日(木)午前9時から同月11日(金)午後5時まで(県の休日を除く。)

5 入札の日時及び場所

令和4年3月28日(月)午前10時

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園 2階中演習室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和4年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 処分をした年月日 令和4年2月4日

2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

(1) 商号 株式会社谷内組

(2) 代表者の氏名 谷内 祐介

(3) 主たる営業所の所在地 金沢市割出町264-4

- (4) 許可番号 石川県知事許可(般-2)第13203号
3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲
全国における建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの
(2) 期間
令和4年2月19日から同年6月18日までの120日間

4 処分の原因となった事実

株式会社谷内組の元取締役は、令和2年5月に金沢市が実施した「にし茶屋街緑地整備工事(土木工事)」の一般競争入札において、同市土木係長に賄賂を供与し、共謀の上、本件工事の最低制限価格の教示を受けて同金額で落札し、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

これにより、元取締役は令和3年12月22日に金沢地方裁判所から懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を受け、令和4年1月6日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。)第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、令和4年に行う建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求(以下「申請」という。)の時期及び方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

令和4年2月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 審査基準日

審査の基準となる日(以下「審査基準日」という。)は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とする。

2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内とする。

- (1) 令和3年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 令和4年4月15日まで
- (2) 令和3年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 令和4年5月15日まで
- (3) 令和3年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 令和4年6月15日まで
- (4) 令和4年1月1日から同年2月28日までの間に審査基準日を有するもの 同年7月15日まで
- (5) 令和4年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年8月15日まで
- (6) 令和4年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年9月15日まで
- (7) 令和4年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年10月15日まで
- (8) 令和4年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年11月15日まで
- (9) 令和4年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年12月15日まで
- (10) 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。

なお、これらの日が石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日該当する場合は、その日の直後の開庁日とする。

3 申請の方法等

申請をしようとする者は、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木総合事務所へ、4に掲げる申請書類等を提出すること。

4 申請書類等

(1) 申請書等及び添付書類

ア 申請書及び請求書

省令別記様式第25号の14により作成すること。

イ 添付書類

- (ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類
(イ) 省令第19条の5に規定する書類(総合評定値を請求する場合)
(ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類

(2) 確認書類

石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において確認を求める書類

5 手数料の額及び納付方法

(1) 手数料の額

石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)別表15の項に定める額

(2) 納付方法

石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼付して提出すること。

(3) 再審査に係る手数料等

法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立てについて総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)の規定にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は、徴収しないこととする。

6 結果等の通知

経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者宛に郵送する。

7 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部監理課建設業振興グループ 電話番号 076-225-1712

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第9号

令和4年3月13日執行予定の石川県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定により、選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示する。

令和4年2月18日

石川県選挙管理委員会

被登録資格の決定の基準日

令和4年2月23日(ただし、年齢については、同年3月13日)